

財務省告示第百五十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年四月八日

一	名称及び記	利付国庫債券（十年）（第二百六
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和
三	法律及びそ	の條第一項
四	の條項及びそ	の條項及びそ
五	の條項及びそ	の條項及びそ
六	の條項及びそ	の條項及びそ
七	の條項及びそ	の條項及びそ
八	の條項及びそ	の條項及びそ
九	の條項及びそ	の條項及びそ
十	の條項及びそ	の條項及びそ
十一	の條項及びそ	の條項及びそ
十二	の條項及びそ	の條項及びそ

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 2}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十七年三月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行額百円につき百円

十八 払込期日

平成十七年三月二十二日